**介護保険施設サービス**及び**短期入所サービス**における

利用者負担額の取扱について

**～はじめに～**

「令和５年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金」の実績報告を行っていただくにあたり、交付対象経費（消耗品費・燃料費・光熱水費・食材費）のうち、１つの費目（例えば消耗品費）のみでも本支援金の額を超えている場合は、１つの費目だけで実績報告を行うことができます。２つの費目（例えば消耗品費と燃料費で支援金額を超える）でも同じですが、介護保険施設サービス及び短期入所サービスを実施されている事業所で、報告いただく費目に食材費及び光熱水費を計上される場合は以下を参考に「利用者負担額」を計上ください。

**★対象経費として「食材費」や「光熱水費」を計上する場合の利用者負担額について★**

介護保険施設サービス及び短期入所サービスを提供する場合、利用者から食費及び居住費（滞在費）の利用者負担額を徴収していると思います。食費及び居住費（滞在費）の基準費用額は、国が実施する直近の経営実態調査に基づく平均的な経費を基に算定されており、食費には食材費が居住費（滞在費）には光熱水費が含まれていることから、実績報告において対象経費として「食材費」や「光熱水費」を計上する場合は、それぞれの利用者負担額として食費や居住費（滞在費）の収入を計上していただくようお願いします。ただし、食費や居住費（滞在費）の算定には食材費や光熱水費以外の経費も含まれるため、利用者負担額として計上するにあたっては、以下のとおり取扱うこととしますので、以下の取扱いを踏まえ、【記載例】を参考に、「実績報告 事業収支計算シート」を作成し、オンライン実績報告フォーム「1-1.収入の決算」の「利用者負担額」に収入として記載いただきますようよろしくお願いします。

要確認！

　※　対象経費として「食材費」、「光熱水費」を計上しない場合は対応不要です。

１　食費の取扱い

　　対象経費として「食材費」を計上する場合、次の(1)又は(2)のいずれかの方法で利用者負担額を計上してください。

なお、給食委託を行っており対象経費として委託費等の調理に係る経費を計上している場合は、(1)、(2)にかかわらず食費収入の**全額**を利用者負担額として計上してください。

(1)　食材料費及び調理に係る費用の実績から算出困難な場合

　　　　食費の収入の**４０％**に相当する額を**「食材費」**の利用者負担額として計上。

(2)　食材料費及び調理に係る費用の実績から食材費分の利用者負担額が算出可能な場合

　　　 食費の収入を支払実績で**案分した額**を**「食材費」**の利用者負担額として計上。



２　居住費（滞在費）の取扱い

　対象経費として「居住費（滞在費）」を計上する場合、居室のタイプに応じて以下のいずれかの方法で利用者負担額を計上してください。

(1)　多床室

　　　 居住費（滞在費）収入の**全額**を**「光熱水費」**の利用者負担額として計上。

　(2)　多床室以外

　 ① 光熱水費や施設等の減価償却費の実績から算出困難な場合

居住費（滞在費）収入の**２４％**に相当する額を**「光熱水費」**の利用者負担額として計上。

② 光熱水費や施設等の減価償却費の実績から光熱水費分の利用者負担額が算出可能な場合

居住費（滞在費）収入を支払実績で**案分した額**を**「光熱水費」**の利用者負担額として計上。



【 記 載 例 】

＜事例１＞

対象経費として「食材費」を計上し、食費の収入の**４０％**に相当する額を利用者負担額として計上する場合

（収入）　　　　　　　　　　　　　　　（支出）

支援金交付額：738,000円　　　　　　食材費の支出額：5,200,000円

食費の収入額：9,000,000円



**＜実績報告 事業収支計算シート＞**

＜事例２＞

　対象経費として「居住費」を計上し、居住費の収入の**２４％**に相当する額を利用者負担額として計上する場合

（収入）　　　　　　　　　　　　　　　　（支出）

支援金交付額：350,000円　　　　　　　 光熱水費の支出額：6,000,000円

居住費の収入額：8,600,000円



**＜実績報告 事業収支計算シート＞**